

富田中学校 校歌「若き力」

近藤 一 作詞
水野久一郎 作曲



は る 一 かな る あ お い や ま 一 な み ひ
あ た 一 ら し き ぶ ん か の は 一 な よ さ
ぜ ん 一 し ん の こ ど う と と 一 も に お



ら け た り お わ り く に は ら こ
き み ち よ こ の が く え ん に あ こ
お い な る き ほ う に み ち て こ



の ゆ た かな る し ぜ ん の な か に め
す を め ざ し て た ゆ ま ず す む は
の ゆ う じ ェ う の み と せ の つ き ひ い



ぶ き ゆ く
て し な き わ か き ち か 一 ら
き ぬ か ん



われらの われらの
かがやく かがやくとみだちゅうがっ こう
のびゆく のびゆく

一、はるかなる 青い山なみ
ひらけたり 尾張国原
この豊かなる 自然の中に
芽吹きゆく 若き力
われらの 富田中学校

二、新しき文化の花よ
咲きみちよ この学園に
明日をめざして たゆまず進む
はてしなき 若き力
かがやく 富田中学校

三、前進の鼓動と共に
おおいなる希望にみちて
この友情の 三年の月日
生きぬかん 若き力
のびゆく 富田中学校

わたしたちの学校

校 訓	自 治・奉 仕		
校 名	名古屋市立富田中学校		
所 在 地	名古屋市中川区東春田 二丁目72番地		
電 話	(301) 6 1 7 1(代)		
創 立	昭和22年 4 月 1 日		
校 長	先生		
学級担任	先生		
教 科 担 任			
国語	先生	社会	先生
数学	先生	理科	先生
英語	先生	音楽	先生
美術	先生	保体	先生
技術	先生	家庭	先生
わたしの役割			
前 期	委員		係
後 期	委員		係
部活動	部		

日 課 表

日 課	実施時間	
	50分帯	45分帯
予 鈴	8 : 25	
本 鈴	8 : 30	
朝 の 活 動	8 : 35 ~ 8 : 50	
1 時 限	8 : 50 ~ 9 : 40	8 : 50 ~ 9 : 35
2 時 限	9 : 50 ~ 10 : 40	9 : 45 ~ 10 : 30
3 時 限	10 : 50 ~ 11 : 40	10 : 40 ~ 11 : 25
4 時 限	11 : 50 ~ 12 : 40	11 : 35 ~ 12 : 20
昼食・放課	12 : 40 ~ 13 : 20	12 : 20 ~ 13 : 00
予 鈴	13 : 15	12 : 55
5 時 限	13 : 20 ~ 14 : 10	13 : 00 ~ 13 : 45
6 時 限	14 : 20 ~ 15 : 10	13 : 55 ~ 14 : 40
帰 り の 会	15 : 10 ~ 15 : 25	14 : 40 ~ 14 : 55
清 掃	15 : 25 ~ 15 : 35	14 : 55 ~ 15 : 05
下 校	15 : 35 ~	15 : 05 ~

時 間 割						
★		月	火	水	木	金
1	教科					
	担任					
2	教科					
	担任					
3	教科					
	担任					
4	教科					
	担任					
5	教科					
	担任					
6	教科					
	担任					
部活動 その他						

生徒の心得

名古屋市立富田中学校の生徒である自覚と誇りをもち、互いに協力して毎日の生活を楽しく安全に暮らせるように、自分の行動に責任をもつ。

学校生活のきまり

◇ 登校、下校

1. 8時15分までに正門を通過し、20分に教室で朝のあいさつをする。
(始業時刻 8時30分)
2. 授業後は、用もなく学校に残らない。活動する場合は、担当の先生の許可を得る。
3. 部活動の練習等で暗くなってから帰宅する場合は、同じ方角の生徒同士で、明るく人通りの多い通学路を利用して下校する。
4. 自転車の使用は認めない。

◇ 校内生活

1. 健全な学校生活

(1) 生活のルール・マナー

- ① 登校してから下校までは、担任の許可なく校外へ出ない。
- ② 月曜日の集会が行われる日は早めに登校し、総務委員の指示に従って移動する。
- ③ 欠席、遅刻、早退は、保護者に連絡してもらう。遅刻した場合は、職員室に寄る。

- ④ 休み時間は次の授業の準備をし、教室で静かに過ごす。
 - ⑤ 危険な遊びや禁じられている行為をしない。
 - ⑥ 昼食を忘れた場合は、朝、担任に申し出る。
 - ⑦ 昼食時間が終わるまでは、教室やランチルームから出ない。
 - ⑧ 学校の施設・備品は大切に扱い、破損しないように注意する。万が一破損した場合は、担任または係の先生に申し出る。また配電盤、火災報知機、消火栓、消火器などには、非常時以外は手を触れない。
 - ⑨ 許可なく他学年の廊下に行ったり、他教室に入ったりしない。教室から移動する場合は必ず消灯・施錠をする。各準備室へは許可なく入らない。
 - ⑩ 職員室に用事のある場合は、後方の入口から入室し、学年・組・氏名を言うてから申し出る。
 - ⑪ 清掃は、協力して行う。
 - ⑫ 教室や施設・備品の整理・整頓に心を配り、いつも美しい環境を作るように努める。
- (2) 物の管理

- ① 上履きや下履きをはっきり区別し、履き物は下駄箱に入れる。(上履きは指定

のものを用いる)

- ② 雨天時は、雨具を所定の位置に整頓して置く。
- ③ 持ち物には必ず記名する。
- ④ 清潔なハンカチやティッシュを携帯する。
- ⑤ 学校に不必要な物品を持って来ない。必要があつて金銭を持って来る場合は、朝、担任の先生に預けて、帰りに取りに来る。
- ⑥ 名札は、所定の位置に正しく付ける。

2. 意欲的な学習

- (1) 予鈴・始業の合図の前に教室に入り、静かに先生を待つ。
- (2) 入室が遅れたり授業中に座席を離れる必要があつたりした場合は、先生にその理由を述べ、許可を得て行動する。
- (3) 授業を大切にし、集中して受ける。
- (4) 話し合う場合は、自分の考えをもった上で、他者の考えを傾聴したり、自分の考えを積極的に発言したりする。
- (5) 許可されたもの以外の学習用具は、全て持ち帰る。
- (6) 定期テストは出席番号順に着席し、「テストの受け方」に従って受ける。

3. 礼儀正しい態度

- (1) 登下校時は、先生や友人に自ら進んで挨拶をする。
- (2) 学校への来客や先生に会った時も、自ら進んであいさつや会釈をする。
- (3) 授業の始まりと終わりのあいさつを、しっかり行う。
- (4) 丁寧な言葉遣いを用いて、適切な言動をとる。

◇ 校外生活

- (1) 帰宅後も、校内生活と同様の心構えをもって行動する。
- (2) 外出時は、行き先や帰宅予定時刻を家の人に伝え、許可を得て行動する。
- (3) ゲームセンターやカラオケなどに、生徒だけで出入りしない。
- (4) 夜間の外出はしない。
- (5) 校外での生徒を主体とする行事は、学校に届け出て、了解を得て参加する。

学校図書館閲覧規定

清潔！ 静粛！ 整頓！

1. 手を洗ってから入館する。
2. 入館したら特に静かにする。
3. 本を大切に扱う。
4. 開館は、月～金曜日の昼放課とする。
5. 本を借りる場合は、係に手続きを済ませてから本を持ち出す。
6. コンピューター等は、係生徒以外は触れない。
7. 貸し出し期間は一週間、一人二冊まで。
8. 返却日までに本を返却する。
9. 禁帯出の赤い丸ラベルや、「館内」の青い丸ラベルの本は、館内でしか見られない。
10. 長期休業中の開館は、別に定める。
11. 勉強に役立つ資料、教養や娯楽のための資料を収集するなど、図書館を十分に役立てるようにする。

服 装 基 準

《ブレザー》

- ・学校指定のものを着用し、ボタンを留める。
※ワッペン・ボタンも指定で必須着用

《カッターシャツ・ポロシャツ》

- ・襟型、無地の白で左胸にポケットの付いたカッターシャツまたはポロシャツを着用する。

《インナー》

- ・白・黒・紺・ベージュ・グレーで無地のものを着用する。
※体操服やワンポイント程度は可

《スラックス》

- ・学校指定のものを着用する。
- ・裾は引きずらない長さで着用する。

《スカート》

- ・学校指定のものを着用する。
- ・丈は膝が隠れる程度の長さとする。

《ベルト（スラックス）》

- ・黒・紺の学生ベルトを着用する。

《くつ下》

- ・白・黒・紺・グレーで無地のものを着用する。
※ワンポイント程度は可

《上履き》

- ・学年色のものを着用する。

《運動くつ》

- ・白を基調としたものを着用する。
※ひもは白

《体育館シューズ》

- ・学年色ラインまたは紺色ラインの入ったひも締め式の規定のものを着用する。

《名札》

- ・校内では左胸ポケットの上にクリップで留める名札を着用

《通学かばん》

- ・ロッカーに入る大きさのリュックを使用する。

※ロッカーサイズ：幅32cm×高さ23cm×奥行39cm

※通学カバンに荷物が入りきらない場合に限り机横に掛けても通行やグループ学習等の支障にならない大きさの補助バッグは使用可

《防寒具》

- ・手袋、マフラー、ネックウォーマー（華美でないもの）
- ・ストッキング、タイツ（黒・ベージュの無地）
- ・ブレザーの中にフード付きでない、黒・紺・茶・白・灰色・アイボリーで無地のセーター等（ワンポイント程度は可）
※ハイネックやタートルネックのような袖・襟元・腰元から出る着方は不可

- ・ブレザーの外に、黒・紺・茶で無地のコート・ダウン（ワンポイント程度は可）

※自分のロッカーで「自己管理」し「自他の安全」が担保できる華美でないもの

《頭髪》

- ・中学生らしい髪型を基本とする。
- ・耳やえりにかからない程度の長さを推奨する。

※肩にかかる場合は、黒・紺のゴムひもを利用して1・2か所束ねる

※目にかかる場合は、前髪を黒・紺のピンを利用して留める

※整髪料、パーマ、染色などによる変形は不可

富田中学校

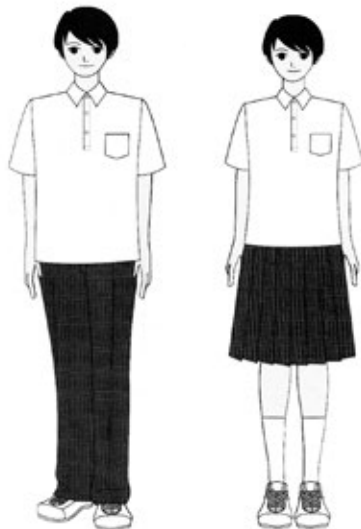
制服は正しく着用しよう。



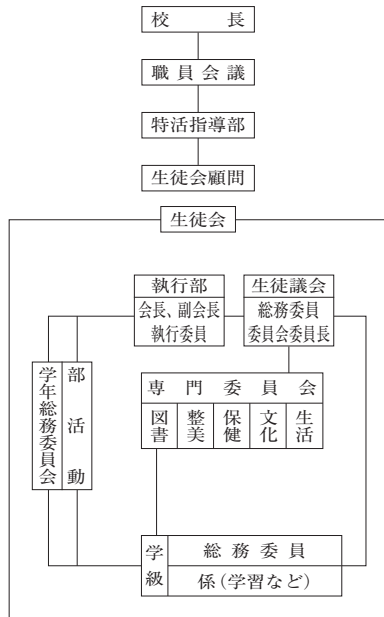
生徒の身なり

※制服の移行期間は設けていませんので、自身の判断で選択してください。

※スラックスとスカートのどちらでも選択可です。



生徒会・学級組織



富田中学校生徒会会則

第一章 名 称

第1条 この会は、名古屋市立富田中学校生徒会と称します。

第二章 目 的

第2条 この会は、私たちの校訓である「自治奉仕」の精神により学校行事などに進んで参加し、会員相互の信頼と協力によって富田中学校の発展を図り、好ましい校風を樹立することを目的とします。

第三章 会 員

第3条 この会は、富田中学校全生徒が会員になります。

第4条 会員は、全て平等で学年性別などによって区別されません。また、全会員は選挙権ならびに被選挙権を持ちます。

第四章 議会及び議員

第5条 議会は、会則の目的を達成するために、様々な議題を取り上げ審議し、決議する場であります。

第6条 会員は、議会で決められた事に従う義務を持ちます。

第7条 議会は、生徒会役員、議員および各

委員会の長で構成します。また部活動の部長は、必要に応じて議会に出席し発言することができます。

第8条 議員は、各学級の総務委員をこれとします。

第9条 議員は、議会において議決権を持ちます。ただし提案者は議決権を持ちません。

第10条 議員の任期は6か月間とし、再選を妨げません。ただし新議員が選出されるまでは、職務を行うものとします。

第11条 議長は、議員任期中最初の議会において議員の中から選出し、任期および権限は議員と同じとし、再選を妨げません。

第12条 前期の議長選挙の場合、仮議長には副会長が務めます。

第13条 議会は、月に1回以上開かれることを原則とします。ただし、必要に応じて会長が臨時に議会を召集します。

第14条 議会は、議員の3分の2以上の出席で成立し、その決議は出席議員の過半数の賛成で成立します。

第五章 役員

第15条 この会は、次の役員を置きます。

会長1名 副会長1名 執行委員4名

第16条 役員選挙は、各学級より1名ずつ選出された選挙管理委員で構成される選挙管理委員会で行ないます。

第17条 会長はこの会を代表し、集会その他の生徒会行事およびその計画について責任を持ちます。

第18条 副会長は会長を助け、事情によって会長の代理をします。

第19条 執行委員は、会長や副会長の補佐をし、議会時には記録をとり、次の書類の保持に当たります。

① 会則やきまりの修正記録

② 役員、議員名簿 ③ 議会の議事録

④ 通信文 ⑤ その他

第20条 会長に欠員が生じたときは、得票数の多かった副会長が自動的に会長になり、その他の役員に欠員が生じたときは、次期まで欠員とし補充しないことを原則とします。

第六章 専門委員会

第21条 生徒会は、次の専門委員会を置きます。

図書、整美、保健、文化、生活、各専門委員会は、委員長、副委員長を選出します。

第22条 削除

第23条 削除

第24条 各専門委員会は、月に1回以上開くことを原則とします。

第25条 各学級には、男女各1名の図書、整美、保健、文化、生活の専門委員を置きま

す。ただし、議員は専門委員を兼ねることはできません。

第26条 専門委員の任期は6か月間とし、再選を妨げません。ただし、新専門委員が選出されるまで職務を行います。

第七章 顧 問

第27条 議会、専門委員会、部活動などに出席し、指導する教員を顧問とします。

第八章 最高決定権

第28条 生徒会活動の議決は、職員会議を経て学校長の承認ののち有効となります。

第九章 改 正

第29条 この会則の改正案は、生徒議会の3分の2以上の賛成で可決した後、全会員の過半数により可決され、学校長に承認されたのち有効になります。

第十章 付 則

第30条 この会則は、昭和38年10月10日より有効となり、会員はこの会則に従わなければなりません。

生徒会役員選挙について

1. 選挙管理委員会

- (1) 選挙管理委員会は生徒会会則第16条により設置される。
- (2) 選挙管理委員の任期は1年間とする。
ただし、補欠委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- (3) 正副委員長は、委員の中から互選する。
- (4) 正委員長は、選挙管理委員会を代表し運営する。副委員長は、正委員長を代理する。
- (5) 選挙管理委員会の運営に関し、必要な事項は選挙管理委員会が定める。
- (6) 生徒会役員の選出が適正に行われるため、選挙管理委員会は選挙事務を管理・運営し、選挙に関する啓発・周知に努める。

2. 立候補

- (1) 立候補には、推薦代表者1名とその他19名以上の推薦者を必要とし、定められた期間内に所定の用紙に記入の上、届け出る。

3. 投票・開票・当選人

- (1) 選挙は投票により行い、投票は各選挙につき一人1票とする。
- (2) 投票の効力は、選挙管理委員会が決定する。
- (3) 当選人は、有効投票の最多数を得たものとする。同数の場合は決選投票をする。
- (4) 候補者数と定数が同じ場合は信任投票を行い、有効投票の過半数を得るものとする。

4. 選挙運動

- (1) 選挙ポスターの使用は、選挙管理委員会の指示に従う。
- (2) 立候補者は、選挙管理委員会の設ける立ち会い演説会で意見を述べることができる。
- (3) 前2項以外の方法については、必要に応じて選挙管理委員会が定める。

5. その他

- (1) 立候補者が定められた期間内に定員に満たない場合は、その不足数の適当な選出方法を選挙管理委員会で決定する。
- (2) 選挙管理委員は立候補できない。ただし、公示前に選挙管理委員を辞めれば立候補できる。

専門委員会の活動

図書委員会	図書館運営の仕事、良書推薦 新刊紹介、読書週間などの活動 を行う。
整美委員会	校舎内外の清掃・整頓と、清 掃用具の整理、施設の管理を行 う。
保健委員会	健康・安全に関する広報や衛 生活動を行う。
文化委員会	各種の文化的な活動や校内放 送、掲示活動、花壇や樹木の整 備などの活動を行う。
生活委員会	学校内外の生活規律維持向上 についての実態調査や活動を行 う。

【地震防災措置についての対応】

1. 南海トラフ地震に関する情報の発令時

- ① 在校中
 - ・ 情報が発表されたことを「なごやっ子あんしんメール」等で保護者の方に伝えます。
 - ・ すぐに被害の発生が想定される場合は、状況によっては生徒を安全な場所に避難させ、保護者の方に状況を伝えます。
 - ・ 状況によっては「なごやっ子あんしんメール」等で保護者の方に連絡し、学校で引き渡します。
- ② 登下校途中
 - ・ 登校中に発表された場合は、原則としてそのまま登校します。登校後は、在校中の措置に準じます。
 - ・ 下校中に発表された場合は、原則としてそのまま下校します。下校後は、在宅時の措置に準じます。
- ③ 在宅時
 - ・ 情報が発表されたことを知った場合は、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取り決め等を各自で確認してください。

※原則として1週間休校となります。学校から連絡があるまで授業は行いません。

【暴風警報等についての対応】

※ 市町村単位で発令されます。(名古屋市が含まれる地域)

1. 「暴風警報」の発令時

- ・ 午前6時までには解除されない場合は、午前中の授業を中止します。
- ・ 午前6時から午前11時までに解除された場合は、午後の授業を行います。
- ・ 午前11時を過ぎても警報が解除されない場合は、当日の授業を中止します。

※ 在校中は通学路の安全を確認し、適宜下校させます

2. 「大雨警報・洪水警報」の発令時

- ・ 登校前に発令されている場合は、原則として平常通り授業を行います。ただし、道路の冠水や激しい雷雨など危険が予想される事態があれば、保護者の判断で登校を見合わせ、その旨と地域の状況を学校にお知らせください。

※ 在校中はそのまま授業を続け、通学路の安全を確認した後に下校させます。

【災害緊急情報等についての対応】

※庄内川、新川、福田川

「避難指示」の発令時

- ・午前6時までに解除されない場合は、午前中の授業を中止します。
 - ・午前6時から午前11時までに解除された場合は、午後の授業を行います。
 - ・午前11時を過ぎても解除されない場合は、当日の授業を中止します。
- ※ 在校中に発令された場合は、学校内の安全な場所に避難または安全に気を付けて下校させます。

防災について

■地震に対する備えをしよう

- 家具類の転倒・落下防止対策をしよう
- 懐中電灯や非常用備品の準備をしよう
《場所を1個所に、食料は3日分ほどを準備するとよい》
- 火災発生への防止対策をしよう
《消火器の準備、防火用水（風呂水のくみ置きなど）の準備をするとよい》
- 自分の身の回りの防災環境を把握しよう
《防災マップの準備、危険箇所の確認などをするとよい》

■地震 発生時・直後・その後の行動

- 1) グラッときたら身の安全（地震時）
- 2) 火の元確認 初期消火（地震直後）
- 3) 慌てた行動 けがのもと（地震直後）
- 4) 窓や戸を開け 出口を確保（地震直後）
- 5) 落下物 慌てて外に飛び出さない（地震直後）
- 6) 門や塀には近寄らない（地震直後）
- 7) 正しい情報 確かな行動（地震後）
- 8) 確かめ合おう わが家の安全 隣の安否（地震後）
- 9) 協力し合って救出・救護（地震後）
- 10) 避難の前に安全確認 電気・ガス（地震後）

■屋内で地震が起きたとき

◎室内にいた場合

出口を確保し、衣類や持ち物などで頭を覆い、落下物から身を守る。

◎廊下にいた場合

壁の近くに身を寄せ、安全に注意する。

◎階段にいた場合

廊下や広い場所に避難するか、体勢を低くして手すりに捕まり、揺れが収まるのを待つ。

■屋外で地震が起きたとき

◎路上にいた場合

持ち物などで頭部を保護し建物から離れ、公園などの広い場所に避難する。看板やガラスの破片が降ってくる事もあるので注意する。

◎地下にいた場合

慌てない。出口に人が殺到して、パニックになる可能性があるので注意する。

◎電車・バスなど乗り物にいた場合

駅員さんなど係の指示に従う。集団でのパニックによって、判断力が低下しないように注意する。

■風水害に対する心構え

1 台風の接近や大雨による災害の恐れがある場合

・ 気象情報に注意

→テレビやラジオ、インターネットなどを通じて、最新の確かな気象情報を入手しよう。

・ 外出の自粛

→強風で飛ばされたものでけがをしたりする恐れがあるため、なるべく外出は控えよう。

・ 家の周りの点検

→強風に備え老朽化しているところを補強するとともに、排水溝などのゴミの有無を点検しておこう。

・ 早目の避難

→浸水や崖崩れの恐れなどがある場合などには、早目に避難しよう。

2 台風や大雨が去った後

・ 土砂災害へ細心の注意を払おう。

・ 土砂災害が発生する前には、普段は湧き水がない場所から水が噴き出す、崖の斜面を小石が転がり落ちるなど、前兆現象に注意しよう。

災害用伝言ダイヤル「171」

災害などが発生した場合に、被災地域内やその他の地域の方々との「声の伝言板」で、家族などにメッセージを残すサービスのこと。また安否の確認などの連絡に利用できるサービスのこと。

- 利用方法→「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行なう。
- ※詳しくは、NTT西日本名古屋支店（局番なしの「116」）まで

＊＊家族で話し合っておこう＊＊

〈避難場所〉様々な想定で確認しよう

- 家の近く…
- 通学途中の近く…
- その他…

〈家族の集合場所〉万一来て備えて確認しておこう

①

②

③

自分や家族のメモ

〈自分〉

- ・氏名
- ・血液型
- ・自宅電話

〈家族〉

- | | |
|-----|--------|
| ・氏名 | 血液型() |
| ・氏名 | 血液型() |
| ・氏名 | 血液型() |
| ・氏名 | 血液型() |
| ・氏名 | 血液型() |

関係機関(地域の避難所等)の連絡先

- | | |
|--------|----------|
| ○富田中学校 | 301-6171 |
| ○春田小学校 | 301-0075 |
| ○明正小学校 | 431-5600 |
| ○中川区役所 | 362-1111 |
| ○富田支所 | 301-8141 |
| ○ | |
| ○ | |

☆ 中学生としてできることは、どのようなことがあるだろうか。自分で考えたり、学級で話し合ったりしてみよう。

- ◎ 家族の一員として
- ◎ 学校の生徒として
- ◎ 地域の一人として

◆ 人と人との絆の大切さや、互いに協力する必要性が、先の震災でも証明されました。一人一人が自分のできることを考えてみよう。

【MEMO】

連絡事項欄

月 日	連絡事項	保護者印	担任印
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			

連絡事項欄

月 日	連絡事項	保護 者 印	担任印
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			

連絡事項欄

月 日	連絡事項	保護 者 印	担任印
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			

連 絡 事 項 欄

月 日	連 絡 事 項	保 護 者 印	担任印
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			